



# 令和7年度

## あなたの街でミーティング 町内会からの要望事項

(令和8年3月末時点回答)

実施年月日

令和7年10月29日(水)

あなたの街でミーティング地区名

しらかば町・豊川町

〔 地区構成  
町内会(自治会)名

しらかば中央・しらかば西・日新町・日新中央・桜坂町町内会・  
豊川・桜木町・しらかば東・日新草笛・有珠の沢町内会・宮の森町内会

会 場

豊川コミュニティセンター

# 令和7年度 あなたの街でミーティング町内会からの要望事項

しらかば町・豊川町地区

令和7年10月29日(水) 豊川コミュニティセンター

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
1	<p><b>【U字溝のある生活道路の改善について(雨水の排水 管設置と路肩のある道路舗装について)】</b> しらかば西町内会</p> <p>しらかば町4丁目26～13のU字溝のある道路について、未だに改善されずにいます。 5丁目側には、保育園、しらかば総合福祉会館、幼稚園があり、車の往来も多いです。町内化の道路も毎年改善され、凹凸がなく、きれいな道路になってきており感謝をしていますが、改善されていないところに住む住民にすれば、不公平感があります。いつ頃雨水の排水 管設置と路肩のある道路舗装が実施されるのか今後の計画を示してほしい。</p>	<p>しらかば町地区の道路改修につきましては、路面の状況や地域からのご要望をもとに、順番に改修を行っており、本年度は、しらかば4丁目7条線、しらかば4丁目6条線、しらかば4丁目3号線の改修工事を進めております。</p> <p>ご要望の道路改修につきましても、これらの路線の進捗状況をみながら、できるだけ早く着手できるよう検討を行い、それまでの間、通行の支障とならないよう、適宜補修を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路建設課
2	<p><b>【有珠川柳の木の伐採について】</b> 有珠の沢町内会</p> <p>標記の件で令和5年度にも要望したのですが、取組状況として、「年1回の草刈」「河川パトロールを実施し、…中略…、著しい支障が生じる場合は適宜、伐採等の措置を講じていきたい」とのこと。今年各地の線状降水帯で河川氾濫が頻発にしていることを考えると、柳は土壌流出防止のため多少は残すとして、他の草木の伐採をお願いします。その際は有珠川が他の二級河川と比べてどの程度の危険度なのかも加味して、計画的に実施をお願いします(年1回の草刈が妥当か等も含めて…)。</p>	<p>河川管理者である室蘭建設管理部苫小牧出張所からは、「有珠川の伐採は必要に応じて実施しており、また、草刈りは年1回実施しております。現在は柳等の繁茂が局所的であるため、大雨等に対して大きな支障はないと判断しています。また、樹木の生育状況が一定ではないことから、河川パトロールを実施し、大雨等の増水時に著しい支障が生じる場合は、適宜伐採等の措置を講じていきたいと考えます。」と伺っております。</p> <p>本市としても、引続き有珠川の適切な維持管理を北海道へ要望してまいります。</p>	B	都市建設部 維持課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反 映 区 分	担 当 部 課
3	<p><b>【桜木町内一円の市道(生活道路)凹凸箇所の年次補修について】</b> 桜木町町内会</p> <p>平素から桜木町町内会事業運営に対しまして、格別のご支援ご協力を賜り心から厚くお礼申し上げます。さて、本年は桜木19号線改良舗装工事が7月に完了し、沿線住民の皆様は元より桜木町民皆様が快適な道路となり大変喜んでいらっしゃる所でございます。そこで本件の要望でございますが、町内一円の生活道路、特に南北線道路の凹凸箇所(交差点付近の東西横断管跡)につきまして、沿線住民から車両通行による騒音及び家屋への振動で依然として多くの苦情と道路改良の切なる要望が町内会に届いている状況にあります。以上の事から、大規模な路線の充填を施工していただきたいと考えております。どうか要望趣旨をご理解いただき、ご検討いただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>交差点部の段差や凸凹につきましては、今後現地調査の上、車両がスムーズに通行できるよう補修を行ってまいります。</p> <p><b>【令和8年3月末時点回答】</b> 桜木町内の車道補修は、令和8年3月までに工事が完了しました。</p>	B	都市建設部 維持課
4	<p><b>【桜木町内三丁目一円の市道(生活道路)交差点における一時停止標識の設置について】</b> 桜木町町内会</p> <p>本件につきまして以前から当会として要望させていただいておりますが、桜木町内市道(生活道路)、特に三丁目一円道路交差点の一時停止標識が皆無のため、車輛同士による物損事故、そして本年は人身事故が発生している状況でございます。このようなことから、沿線住民が不安な生活を強いられておりますので、御市の対応方よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>当該地区の一時停止標識の設置は、令和2年に町内会からご要望をいただき、令和5年まで苫小牧警察署へ要望書を提出しておりました。</p> <p>苫小牧警察署からは、交差点安全進行義務に基づき、最新の注意を払って走行する運転が望ましく、あえて生活道路に優先関係を設ける必要性は低いと伺っております。</p> <p>しかしながら、当該交差点では、本年に人身事故が発生している状況もございますので、苫小牧警察署へあらためて要望書を提出するとともに、意見交換を重ねながら、地域要望の実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p><b>【令和8年3月末時点回答】</b> 令和8年2月3日に苫小牧警察署、令和8年2月13日に北海道警察本部へ交通信号機及び規制標識の設置等に関する要望書を提出いたしました。</p>	C	市民生活部 市民生活課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反 映 区 分	担 当 部 課
5	<p><b>【へイケホタル保存会への支援について】</b> 宮の森町内会</p> <p>2001年に町内会の有志を募り「宮の森ホタルの会」の名称で、“宮の森には昔たくさんホタルが飛んでいたよ”という“杉幹夫さん家族が小泉の沢川から取水して水路や池等を借り受けてへイケホタルの飼育を行って来ました。飼育したホタルを池に放流し、夏には「こども夏まつり&amp;ホタル観賞会」を開催し、町内の方はもちろん町外の方などにもホタルの灯を観賞していただきました。当時の岩倉市長ご夫妻にも何年も観賞に訪れていただきました。しかし、高齢化が進んだことにより、水路等に小川の枯葉や土砂などの清掃作業が困難となり、2024年夏をもって活動の中止を余儀なくされてまいりました。</p> <p>校区内の日新小学校4年生を対象に、自然の大切さを通しホタルの生態などの野外事業のも取り組んでまいりました。これらから、地域の自然環境の保全、青少年育成などを宮の森のホタルを守りながら後世に残していくべきと考え、支援して下さる苦小牧市民、企業、団体を募り、「へイケホタル保存会」を立ち上げ、ホタルが住める環境を再整備し、活動を宮の森を中心に組みんでいきたいと思っております、つきましては苦小牧市としてのご支援をお願いする次第です。</p>	<p>市といたしましては、各団体・機関等が行う生物多様性の保全及び持続可能な利用に資する取組に対し、連携、情報発信や助言等の協力を行うことは可能と考えております。また、特定の種のみならず地域の生態系にも配慮が必要な野生生物の保全活動について市から専門家に御相談し、アドバイスをいただくことも可能です。一度、保存会の皆様の取組についてお話をお伺いし、どのような連携・協力等が可能か、検討させていただきたいと考えております。</p>	B	環境衛生部 環境生活課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反 映 区 分	担 当 部 課
6	<p><b>【空家対策の推進について】</b> 宮の森町内会</p> <p>全国的な問題として取り上げられている空家について、宮の森でも近隣住民からの苦情を市の担当課に通報していますが、ほぼ進展がない状況が続いています。空家の壁のひび割れ等が進み、近年の異常気象による強風や豪雨等があるたびに、隣接する住宅では壁等の崩落により被害を受けないかと心配を募らせている現状もあり、また庭の草木も伸び放題で、放置することもできず、止むを得ず草刈りを行っているが、高齢化によりこれも難しくなるとの声もあります。</p> <p>市としても対応が難しいことは承知していますが、空家毎の現状を踏まえつつ何らかの対策を進めていただければと切望する次第です。</p>	<p>空家への対応は、所有者による適正管理を基本としており、周囲への影響があると認められる場合は、現地調査を行い、現地写真とあわせて文書発送する指導を行っております。</p> <p>危険な状態にある空家につきましては、周囲の安全確保に努めるとともに、所有者等に対し、売却、解体についても依頼してまいります。</p> <p>いずれにしましても、空家や草木の状況でお気づきの点につきましては、市民生活課までご連絡をお願いいたします。</p>	B	市民生活部 市民生活課
7	<p><b>【道路及び排水溝整備について】</b> 宮の森町内会</p> <p>町内の道路は計画的に整備が進められていますが、今年度は2丁目14～15、19～20の道路(排水溝)備を要望します。</p>	<p>宮の森町地区の道路改修につきましては、路面の状況や地域からのご要望をもとに改修を行っており、近年は宮の森4条1号線などの改修工事を行いました。</p> <p>ご要望の道路改修につきましても、今後、計画的に着手できるよう検討を行い、それまでの間、通行の支障とならないよう、適宜補修や排水溝の清掃を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路建設課

「市政への反映区分」

反映区分	記号	内容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	(1) 質問、照会等の内容であり、回答によりその趣旨を満たしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの (3) 行政組織、各種団体等との連絡、調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの (5) その他上記に類するもの ※当該年度中に完了しないものは含めない。
実現に向けて努力しているもの	B	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階での提言の趣旨を満たしていないもの (2) 国、道等へ実現に向けて、市として要望、提案を行うなどしているもの (3) 事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）しているが、当該年度中に完了しないもの (4) その他上記に類するもの
その他	C	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 市として要望、提案を行うなどしているが、現時点では見通しが立たないもの (3) 市の行政にはなじまないもの (4) その他上記に類するもの